

建交労・京王新労組支援共闘ニュース

東京都江東区門前仲町1-20-3

TEL03-3820-8644

2019年1月12日



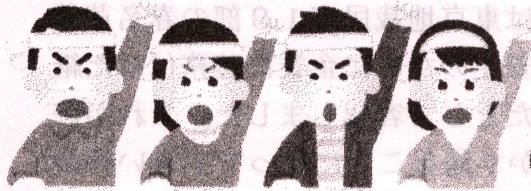
中労委で審問が12月25・27日に行われ

12月27日付けで再び結審！

既にお知らせしたように一昨年、結審1年後に会社が提出した準備書面を巡って組合は猛反発し2016年2月に一度結審して2年近く中労委は空転しました。鎌田耕一公益委員は忌避を申し立てられたことに反省もなく、会社の調査を行い準備書面を扱うこととしました。

組合は違法で不当な扱いであるが不本意ながら調査を受け入れ、審問を求めました。結果、12月25日、27日両日に審問が開かれ27日付けで再び結審しました。

そもそもこの会社準備書面は都労委での救済命令が出ている定年後の再雇用の一形態である「任用社員」については組合に提案し、履行したので救済の利益がなくなったとの主張です。「任用社員」について組合に提案は行ったものの佐々木委員長はじめ組合員の運転士としての再雇用を認めないものです。会社は都労委救済命令での「任用社員制度」ではなく不当な成績査定で排除する仕組みを後付けで加えた、名前こそ同じ「任用社員制度」ですが都労委が救済命令をだした成績査定による排除がない「任用社員制度」とは異なるものを提案してきたもので、不当労働行為を隠す目的で、中労委の目をごまかすためのものです。



会社の嘘を見破れ！！

ですから実際に佐々木委員長はじめ新労組組合員が運転士として雇用が認められずに救済の利益はなくなっていないのです。今回の審問は成績査定で新労組組合員を運転士としての再雇用から排除する仕組みが「後付け」されたかを明らかにし、救済の利益はなくなっていないことを立証することでした。

会社側証人は「後付け」されたことを問い質されると困って笑い出す始末でした。これに対して組合側証人佐々木委員長は証拠に基づいて後付けされたことを証言し、何度も会社の「嘘」で不当労働行為を隠す目的であることを明らかにし、救済の利益がなくなっていないことを証言しました。ほぼ満杯となった傍聴席から大きな拍手が沸き起こりました。

審問終了後に最終準備書面の提出期限を巡って鎌田耕一公益委員が期限を短くしようとしたことから組合側弁護団との激しい応酬があり、これが労働者の救済機関と傍聴席を含め抗議の声が上がりました。結果、2月28日が最終準備書面の提出期限となりました。それにしても鎌田耕一公益委員の会社におもねる姿勢は目に余るものがあります。

12・6全労連・東京地評争議支援総行動

不当判決に負けず京王電鉄本社前宣伝

全労連・東京地評争議支援総行動が12月6日に展開され、京王新労組支援共闘会議もエントリー、京王電鉄本社前行動で取り組まれました。

この日もアクシデント、都内で地下鉄での半日に渡っての運行停止事故、そのあおりで各線

が遅延してしまい行動時刻に間に合わずに遅れて支援に駆け付ける一幕がありました。

主催者を代表して東京地評井澤事務局次長の挨拶から始まりました。そして支援共闘からは角三多摩労連副議長が参加者にお礼の挨拶と京王電鉄に対して争議の解決を迫りました。国土交通労組他多くの激励あいさつをいただき、企業要請団の送り込みでは「がんばれ」の声援の中で京王電鉄本社へ入りました。

争議支援総行動の一環として東京地評柴田副議長が取り仕切る中で闘う仲間と共に中労委に対しての要請行動にも加わり、中労委鎌田耕一公益委員の違法不当な審査指揮に抗議しました。

支援共闘・新春京王電鉄前宣伝に取り組む

支援共闘会議は1月11日毎年恒例となった京王電鉄本社前での新春宣伝行動に取り組みました。今回も恒例となった多摩川太鼓の五十嵐氏の演奏、東京うたごえ協議会の大熊氏の演奏で大いに盛り上がり氣勢があがる宣伝行動となりました。

宣伝行動終了後に支援共闘としての新春の集いを京王電鉄の施設である「京王クラブ」で開催しました。毎年恒例となっていますが来年は行わなくて済むように支援共闘が団結して頑張るとの多くの方々から決意表明もいただきました。ここでも東京うたごえの大熊氏にギターと歌で不当判決を吹き飛ばし今年こそ解決をと盛り上がりました。

継続雇用地位確認裁判控訴審

初回2月28日10時824号法廷傍聴支援を！

既にお知らせしたように定年後の継続雇用での裁判の判決は東京地裁民事19部の春名茂裁判長がとんでもない判決を出しました。無年金期間の雇用の安定のために企業に義務付けた継続雇用において生活保護以下の賃金が「多様で柔軟な雇用」だとして容認しました。これが許されるなら、どの企業においてもまかり通ることになってしまい社会的に許されません。

支援共闘会議・京王新労弁護団は直ちに不当判決を覆すべく闘うことを決め、10月2日に東京高等裁判所に控訴し、第一回期日が上記日程で行われます。

控訴審は初回で終わらせないことが重要となり傍聴席を一杯にする必要があります。社会的に許されない春名茂判決を覆し、労働者が安心して定年を迎えられるような社会実現のために、憲法25条の生存権に関わる社会的意義のある闘いに勝利するためにもみなさんのご協力をお願いする次第です。

支援共闘会議は毎月行動を行っています。是非、ご支援をお願いします。

2・16京王電鉄バス本社前宣伝

支援共闘会議は2月16日13時より京王電鉄バス本社前で宣伝行動に取り組みます。電鉄バス本社のビルは京王バス府中営業のバスの車庫内にあります。賃金を低く抑えられたバス労働者が300人も勤務している営業所です。闘う組合の存在を示し、共に闘うことを呼びかけます。JR武蔵野線北府中駅のすぐそば徒歩1分でバスがたくさん留まっています。

4・7には京王線・高尾山口駅前宣伝を予定しています

